

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成26年4月23日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 0件

3. GIIIグレード 9件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	ダスト放射線モニタの測定ポイント切替機構に動作不良を確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該モニタの代替測定を実施する。	
2	2号機	復水器連続洗浄装置(A)(B)(C)の建屋床貫通部ブーツ部分(覆い)の一部に破損を確認した。当該部を点検・修理。	
3	2号機	荒浜側焼却建屋エリアモニタ記録計の点検時、誤差が管理値を超えていることを確認した。当該計器を点検・修理、測定記録への影響を評価。	
4	3号機	コールドランドリー洗濯機(B)装置の所内用圧縮空気ホースから微量な空気漏れを確認した。当該ホースを点検・修理。	
5	4号機	換気空調補機常用冷却水系ポンプ及び冷凍機の本格点検時期を変更することとした。これにより点検周期が予め定めた期間を超えることを確認した。当該変更の影響を評価済み。	
6	5号機	取水口除塵装置(A)洗浄水管継ぎ手部から海水の漏れを確認した。当該部を点検・修理。	
7	7号機	残留熱除去系ポンプ(C)室において、ダスト放射線モニタの吸込口を養生シートで閉塞させ、当該モニタを停止させたことを確認した。	
8	その他	補助ボイラー重油圧力調節弁(A)に微量の油にじみを確認した。当該弁を点検・修理。	
9	その他	補助ボイラー重油圧力調節弁(B)に微量の油にじみを確認した。当該弁を点検・修理。	